

令和5年度かながわ県民センター(デジタルサイネージ)への広告掲載募集要項

1 広告媒体名称

かながわ県民センター デジタルサイネージ

2 広告掲載期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、1か月～12か月間（1か月単位）で掲載可能

なお、休館日の広告掲載はありません。

※全館休館日のお知らせ

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/cnt/f5681/kemmincentertop.html>)

3 募集広告規格及び募集枠数

- デジタルサイネージ(49インチ) 2台

※縦横比16:9

- 募集枠数 24枠

※ 1枠で1台15秒の広告を掲載できます。広告は繰り返し再生で、1周する時間は3分(180秒)となります。例えば2枠申込みの場合、180秒のうち30秒間広告が流れます。

- 掲載時間 8時30分～21時30分 ※休館日を除く
- 掲載できる広告は静止画(JPEGもしくはPNG)のみとなります。音声はありません。解像データは、JPEG、PNGともに4,000(pixel)以下となります。
- 複数枠の申込みも可能です。(3枠まで)
複数枠の場合、1画面で連続した掲載となり、2画面での掲載はできません。
(例) 2枠の場合：1台のサイネージにて連続30秒の掲載

4 広告掲載場所

かながわ県民センター1階ロビー(図-1参照)

掲載場所については選択できませんが、掲載数が13枠以上の場合、半月ごとに掲示場所を入れ替えます。(16日に切替え)

(例) 8月1日～15日→A面、8月16日～31日→B面

5 広告掲載料(1か月単位)

1枠 月額 5,000円(消費税及び地方消費税計10%を含む)

6 広告掲載申込方法

広告掲載希望者は、広告掲載申込書に必要事項を記載の上、応募期限(必着)までに郵送または直接提出にてお申込みください。

※広告掲載申込書は、かながわ県民センターホームページ

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/cnt/f5681/kemmincentertop.html>)よりダウンロードしてください。

7 応募期間

広告掲載開始希望月の前々月15日から同月末日午後5時00分(必着)まで

(例) 4月掲示希望→2月15日～2月28日までに申請が必要です。

8 広告主等の決定方法

応募資格、広告内容等について、神奈川県広告掲載要綱及び神奈川県政策局広告掲載事務取扱要領に基づき審査・決定します。

申込数が募集枠数を超えたときは、公開抽選により決定します。

なお、掲載が決定した広告主には、広告掲載承諾書をご提出いただきます。

9 広告データの提出方法

広告掲載申請書と併せて、次のメールアドレスもしくはCD-R(※)にてご提出ください。

メールアドレス：v-unei@pref.kanagawa.lg.jp

※ メールアドレスには広告掲載申請書等のデータのみお送りください。ご質問等には回答できません。ご不明な点がございましたら、かながわ県民活動サポートセンター運営サービス課までお問い合わせください。

※ 提出されたCD-Rは返却いたしません。

広告掲載期間終了後、サポートセンターにて破壊処分させていただきます。

10 広告事業関連規定の遵守

神奈川県広告掲載要綱及び神奈川県政策局広告掲載事務取扱要領に定める事項を遵守してください。

11 その他

広告のデータ作成、提出にかかる全ての費用は、広告主にご負担いただきます。

参考 かながわ県民センターの概要

- ・ 所在地 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
- ・ 開館時間 9時から22時（休館日：12月29日～1月3日、設備点検日）
- ・ 利用者数 年間 約80万人（令和元年度の入庁機関・会議室等の利用者数）
- ・ 主な利用者 NPO・ボランティア団体関係者を中心に一般県民も利用

提出・問合せ先

かながわ県民活動サポートセンター 運営サービス課

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター 8階

電話 045-312-1121 内線 2814

[図-1]

○ デジタルサイネージ設置場所（かながわ県民センター1階平面図）

